

令和元年度（平成31年度）教育委員会定例会会議録

【日時】 令和2年2月12日（水）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時59分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委員 小原 良

委員 高橋 美里

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 中村 香

委員 岩切 貴乃

【出席職員】

教育次長 石井 宏之

教育委員会事務局担当理事 総合教育センター所長事務取扱 小松 典子

総務部長 亀川 栄

総務部担当部長 杉本 眞智子

職員部長 石渡 一城

学校教育部長 森 有作

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 榎本 英彦

庶務課担当課長 瀬川 裕

指導課担当課長 濱野 雄功

指導課指導主事 大川 一幸

教職員企画課長 久保 慎太郎

指導課担当課長 武田 充功

庶務課庶務係長 永井 洋子

生涯学習推進課長 大島 直樹

生涯学習推進課担当課長 宮川 匡之

庶務課経理係長 大島 崇

指導課担当課長 猫橋 則文

指導課指導主事 吉澤 晋

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

【署名人】

委員 高橋 美里

委員 岡田 弘

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から16時30分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

1月の臨時会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

では、承認ということにさせていただきます。

4 傍聴（傍聴者 7名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして傍聴を許可します。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

非公開案件についてですが、本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.2は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、訴訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、報告事項No.3は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、報告事項No.4は、公表期日前の案件により、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、議案第55号、議案第56号、議案第57号及び議案第58号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、議案第59号は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No.4は、公表期日以降は公開しても支障がないため、議案第55号、議案第56号、議案第57号及び議案第58号は、議会での報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

高橋委員と岡田委員をお願いいたします。

7 請願審議

請願第1号 定時制教育を充実させるための請願について

【小田嶋教育長】

それでは最初に請願審議に入ります。

「請願第1号 定時制教育を充実させるための請願について」を審議いたします。

まず、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。

ただいまから、10分程度でお願いしたいと思います。それではどうぞ。

【請願者】

本日は、私たち「定時制高校を守る市民の会川崎」からお願いしております「定時制教育を充実させるための請願」についての意見陳述の機会をいただき、ありがとうございます。

現在、公表されている「市立高等学校改革推進計画第2次計画（案）」には、計画の中に夜間定時制課程を川崎高校の2クラスをゼロに、高津高校の3クラスを2クラスと、計3クラス減らす計画が盛り込まれています。定員割れが続くことが夜間定時制を減らす理由で、川崎高校の夜間2クラスは希望者の多い昼間部に移し、昼間部を4クラスにするとのことでした。

昨年11月末、市議会文教委員会で本計画が説明された際に「市立川崎高校の夜間部をなくすと、行き場を失う生徒が出てしまうのではないか」との質問が出た際に、担当の方は「近くに県立川崎高校の定時制があるから」と代替が可能であるととれる説明をなされています。しかし、参考資料をごらんください。表を見ておわかりのように県立川崎高校は、夜間部とはいいながら、授業は午後1時20分から始まるフレキシブル校であり、実質的には昼間定時制と変わりありません。

表2をごらんください。これは県の全日制進学率の抜粋ですが、川崎市南部の進学率が全県に比べて2%ほど低いことがおわかりになると思います。これは南部の全日制の募集率が少ないからです。その分を委員会は川崎高校定時制昼間部の定員をふやすことで補おうとすることはわかるのですが、では、夜間部希望の生徒はどこへ行けばよいのでしょうか。市立川崎高校夜間部の募集がゼロになれば、その分受験生は、県立川崎高校定時制へ流れ込んできて、ますます切り捨てられる生徒がふえることは明らかです。

今年1月、市議会へお願いしている「定時制教育を充実させるための陳情」が文教委員会で審議された際の説明は、「県立川崎へ生徒を誘導するものではない」とか、「フレキシブルを希望する人はフレキシブルへ、昼間部を希望する人は昼間部へ、夜間を希望する人は市立川崎から6キロメートル程度なので橘高校定時制へと、選択肢が広がるので選んでもらいたい」との趣旨のお話に変わりました。なぜ説明が変わったのでしょうか。しかも、市立川崎高校と橘高校との距離は6キロメートルかもしれないかもしれませんが、実際の交通機関の便、歩く距離を考えると、決して橘高校は市立川崎高校の代替にはなりません。夜9時近くに授業が終わる夜間部の生徒にとって、学校が居住地や職場の近くにあることは必須の条件なのです。

次に、参考資料・表3をごらんください。これは毎年神奈川県が定時制の新生生に対して行う「公立高等学校定時制課程入学理由等」のアンケート結果の抜粋です。市立川崎高校と県立川崎高校に進学した定時制生徒のうち4人に1人は、もともと全日制希望であったことがわかります。また、10月段階から夜間定時制を希望する生徒に、不登校を経験した生徒が全体として多くい

ることに御注意願いたいと思います。

私が担任をしていた川崎総合（科学）高校定時制夜間部のある年の受験生に、場面かん黙の生徒がいました。彼は、家ではお母さんとは少し話をするのですが、その他の人とは一切話をせず、小学校5年生のときからずっと不登校でした。入試の際の面接は筆談で行いました。私は、4年間、彼の担任でしたが、残念ながら卒業まで一度も彼の声を聞くことはありませんでした。しかし、彼は、在学中一度も学校を休まず、パソコンのクラブ活動をやり、在学中に情報処理の資格試験にも合格し、文化祭では模擬店の店員までやったのです。卒業式には皆勤賞をいただいて卒業していきました。

定時制高校夜間部には、全日制とは違い、昼、働かなくてはならない人だけではなく、不登校経験者や高校を中退した人、障害のある人、外国につながりのある人、今まで学ぶ機会に恵まれなかった人など、さまざまな人たちが学びの最後のチャンスとして夜間定時制を希望してきています。そのような人たちに対して、希望者がいるにもかかわらず、倍率が下がったからといって効率優先の考え方で学ぶ機会を奪ってしまうことは、あってはならないことだと考えます。

夜間定時制を廃止していく問題は、今に始まったものではなく、平成15年には5校あった定時制11クラス募集のクラス数は変えずに、3部制1校と定時制1校に統廃合する案が「川崎市立高等学校教育振興計画」で示されていました。この計画を進めるために3つの委員会が設置され、定時制の問題は「定時制課程検討委員会」で協議されることになりました。この委員会には、保護者や生徒の代表も加わり、丁寧な協議が続きました。その結果、「多様な選択科目と活力ある学校行事と特別活動などが可能となる規模とすることが必要である」などの統廃合を進める立場と、「多くの生徒の通学時間が現在は30分以内で通いやすい通学時間が確保されている。このことで、さまざまな事情のある生徒が定時制高校で学んでいる」などの統廃合には問題があるとする両論併記となっています。その結果、市内5校ある定時制夜間部が存続することができました。ところが、せんだって平成28年に発行された「川崎教育史第3集」には、「川崎市立高等学校教育振興計画」に基づいて設置されたはずの「定時制課程検討委員会」だけが記載されていないのです。これでは今回の第2次計画（案）にもかかわりのある「川崎市立高等学校教育振興計画」では、定時制課程の問題が取り上げられていなかったことにされてしまいます。何かのミスかと思いますが、このようなことから夜間定時制についての相対する考え方が継承されていないことが問題で、その結果が先の文教委員会での事務局の方の御説明にもあらわれているのではないのでしょうか。

議会でも指摘がありましたが、とりわけ川崎区では外国からの多くの方が就労のために来日され、生活することが予想されています。社会状況の変化に対応するためにも、昼夜を問わず、さまざまな学びの場が必要ではないでしょうか。議会では「引きこもり傾向などで悩む人をなんとかしたい」との発言がありました。また、先の「川崎市立高等学校教育振興計画」の折にも、生徒の「多様な選択科目や活力ある学校行事があっても、入る場所が限られてしまえばそもそも出会えないのではないか」との感想を聞いた覚えがあります。「近くに学校があったから通えた」といえる生徒を切り捨てることなく、「川崎市こどもの権利に関する条例」にもあるように、全ての子に学ぶ権利を保障する決定をお願いして、意見陳述を終わります。なお、現時点で、市立川崎高等学校定時制夜間部をなくさないでほしいという署名が、1,269筆集まっていることを御報告したいと思います。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。以上で陳述を終了します。

陳述につきましては、本請願の審議に際しての参考とさせていただきたいと思います。

それでは、傍聴席のほうにお戻りください。

次に、事務局からの説明をお願いします。

【濱野指導課担当課長】

よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの請願第1号につきまして、本市の考え方を御説明いたします。

請願項目は、「市立高等学校改革推進計画第2次計画（案）」の内容の一部に関するものでございますので、はじめに、昨年11月12日の教育委員会会議で報告いたしました計画の内容や考え方について、もう一度御説明させていただきたいと思います。

それでは、資料をおめくりいただき、2ページ目になります「市立高等学校改革推進計画第2次計画（案）」概要版、A3横型の資料をごらんください。

はじめにその資料の右上のほうをごらんください。「3 第2次計画策定に向けた基本的な考え方」の部分でございます。第2次計画では、新しい時代に求められる資質・能力であります、豊かな創造性や多様性を尊重する力の育成を目指します。そのために、学びの場の充実のための学級編制や居場所づくりを推進いたします。また、地域との連携による開かれた学校づくりやICT環境の充実にも計画的に取り組んでまいります。

このような考え方にに基づき、表のその下になります、「4 主な課題と課題解決に向けた考え方」、そしてその右側になります、「5 第2次計画の取組」として、具体的な取組を記載させていただきました。今回の請願の内容につきましては、その表の一番下になります「(3) 定時制課程」の部分に関するものでございます。①といたしまして、「定時制自立支援」につきましては、さまざまな課題を抱える生徒が多数在籍していることを踏まえ、右側の欄にあります、生徒の居場所となるカフェについて、全校へ拡大していきたいと考えております。②といたしまして、「定時制における学び」につきましては、課題を抱える生徒への対応、特に外国につながる生徒への日本語指導の支援が必要であり、これらの課題に着実に対応してまいります。また、一番下にあります「学級編制」のところにあります、ニーズが年々高まっております昼間部と、大幅な定員割れを続けている夜間部の学級編制につきましては、特に検討が必要と考えております。

それでは、1枚おめくりください。その対応といたしまして、3ページ目にあります、左上になります「市立高等学校の再編等の方針（イメージ図）」をごらんください。

最初に一番上の欄になります川崎高等学校の欄をごらんください。第1次計画では、さまざまなニーズに応えるべく、川崎高等学校の改築に伴い、定時制専用の教室をつくり、二部制定時制として昼間部を設置いたしました。設置後6年が経過し、昼間部につきましては、年々志願者が増加し、平成31年度入学者選抜におきましては、定員を上回り、不合格者を出さず結果となりました。一方、夜間部のほうにつきましては、志願者は減少し、大幅な定員割れを続けている状況でございます。これらを踏まえまして、昼間部の学級数を拡大するとともに、夜間部の募集を停止いたします。

また、図の下段にございますように、高津高等学校につきましては、志願者数の減少が続いておりまして、2学級の募集枠で希望者全員に対して十分に対応できることから、募集学級数を

3学級から2学級へと変更いたします。

なお、定時制を設置しております学校数は4校のまま変更はございません。

それでは、1枚おめくりいただき、4ページをごらんください。A4横判の資料になります。「川崎高等学校、高津高等学校における受検者数の推移」となります。

1段目、川崎高等学校の定時制が二部制となってから6年間の推移でございます。資料の数字の分母に当たりますのは、それぞれの選抜における募集定員、分子はそのときの受検者数でございます。欠員の欄は、全体の募集定員に対する欠員数となっております。1段目、昼間部につきましては、先ほど御説明しましたとおり受検者が増加し、一番右側になります、平成31年度では8名の不合格者を出す結果となりました。2段目の夜間部につきましては、年々志願者数が減少し、平成31年度は定員70名に対して欠員が49名となり、入学者が、昼間部を不合格となった第2希望の者も含めて21名という結果でございます。

3段目、高津高等学校につきましては、平成31年度では二次募集まで含めて3回の選抜を実施いたしましたが、105名の定員に対して、60名の欠員が生じております。入学者は45名という状況になっております。このようなことから、2学級募集の70名定員で十分に対応できると考えまして、本計画では学級数の変更を位置づけているところでございます。

1枚おめくり5ページをごらんください。「教職員定数及び配置等について」になります。教員の配置につきましては、国の高校標準法や本市の教育施策を考慮しながら配置しており、各市立高等学校で大きな差異はございません。しかしながら、川崎高等学校定時制における生徒の在校時間は、他校と比較して約2倍となっております。職員会議や部活動、学校行事など、学校運営面に一定の制約がある状況でございます。第2次計画を着実に推進することにより、生徒の在校時間が他の学校と同程度となり、生徒に対して、よりきめ細やかな対応が可能になるものと考えております。

1枚おめくり6ページをごらんください。「公立高等学校の適正配置について」の資料になります。中段の地図にございますとおり、本市以外の地域と比較いたしますと、川崎市にはバランスよく定時制高校が配置されております。また、下段の表をごらんください。設置者別の学校数、学級数をまとめたものでございます。学校数や学級数のバランスを考えますと、本市は定時制高校が果たす役割を踏まえて、必要な役割を果たしてきたと考えております。今後も、社会経済状況やニーズの変化に柔軟に対応しながら、応分の役割を果たしていきたいと考えております。

以上のことから、通いやすい昼間の時間帯である川崎高等学校定時制における昼間部の学級数の拡大、夜間部の募集停止、高津高等学校定時制における2学級募集への変更により、生徒のニーズに的確に対応するとともに、生徒一人ひとりに寄り添った支援の充実を図ってまいりたいと考えております。また、中学生への進路指導につきましても、中学校現場と連携をとり、丁寧に行ってまいります。また、計画の内容につきましては、パブリックコメントの実施に合わせて、高等学校校長会、中学校校長会などにも御説明してまいりましたが、生徒の状況を踏まえた適切な計画であると、評価をいただいているところでございます。

この後の資料7ページ以降には、参考資料といたしまして、県の公立高等学校の入学定員に関する資料等を添付しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

説明は以上ということです。

それでは、質問や御意見がありましたらお願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

陳述者の方にいただいた参考資料の表1のところにあるんですけれども、市立川崎の夜間部がなくなった代替として、県立川崎高校の定時制があるということについてなんですけれども、たしかに、フレキシブル校ということで、市立川崎高校の定時制の授業の開始が、たしか17時から21時45分という時間帯で、県立川崎高校の説明を見ますと、13時から21時ぐらい、20時50分ということで、大分、時間帯が変わってしまうように見えてしまって、なるべく遅い時間のほうを希望しているお子さんに本当に対応できるのかなというのが、私もひとつ疑問に思ったところです。

また、県立川崎高校の定時制は、ここ3年ぐらい見ても人気がとても高いので、入るのが難しいのかなというふうにも思っていましたので、その点について県立川崎高校が、市立川崎高校夜間定時制のかわりになるのかということところを、もう少し丁寧に御説明いただければなというふうに思います。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【濱野指導課担当課長】

ただいまの参考資料5、6に当たる17時半から20時50分というのが、いわゆる夜間部の時間帯になるかと思えます。県立川崎高校さんは、3、4、5、6という昼間の時間帯と夜間の時間帯の中で、生徒が自由に選択するフレキシブルという形をとっております。ですので、県立川崎高校さんに確認したところ、5、6で卒業単位を取ることは可能であるが、今現在、多くの生徒というか、5、6だけで全部を取っている生徒は一人もない状態です。多くの生徒は、3、4に自分の授業を多く持ってきているということを知っております。5、6で卒業が不可能というわけではないが、多くの生徒が3、4を中心に授業を組んでいるということで、市立川崎の昼間部に当たる時間帯に生徒さんが多く集まっているということになっております。

倍率のほうにつきましては、毎年、神奈川県、横浜市、横須賀市、川崎市の、県と3市で高校を設置している設置者の会議を行っております、そこで適正な人数を配置しております。ただ、最終的には生徒さんが選択するものでございますので、こちらとしては、昼間部を希望する生徒に市立川崎、フレキシブル校を希望する生徒に県立川崎高校、また、橘高校には夜間部がありますし、総合科学には専門学科の夜間部、さまざまなものを用意してありますので、その中から生徒さんに選んでいただくという形のことを考えております。

また、市立川崎高校の昼間部の枠がふえることにより、現在、県立川崎に行っている生徒さんも、こちらへというか、市立川崎のほうを志望する生徒もふえるのではないかというふうに考えております。

【小田嶋教育長】

高橋委員、よろしいですか。

【高橋委員】

県立川崎高校も、夜間のほうもあるんだけれども、昼間の、明るいうちの授業をとる生徒さんが多いということなんですけれど、それは市立川崎の昼間部の生徒さんがふえていることにもつながると思うんですけど、その理由というか、例えば、入学してくる生徒さんで、いわゆる、ほかの経験をされて入ってくるような方がどれくらいいるのかとか、中学校からそのまま来る生徒さんの割合とか、そのあたりも含めて、明るい時間のほうがいいというのは、何かしらの理由があるかなと思うんですけど、そのあたりを教えてくださいませんか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【濱野指導課担当課長】

元来、定時制高校なんですけれども、勤労生徒のためということで、働いて、働いた後、授業を受けられるようにということで17時半という時間を設定しているんですけども、資料の9ページをごらんください。毎年、定時制入学者生徒に5月に実施しております「入学理由等のアンケート調査」の中から抜粋をしているものなんですけれども、Q1になります「現在仕事をしていますか」という質問に対して、5月の時点ですけれども、「していない」が62%、「している」が37%。その中で、次の質問Q2で、「している」と答えた37%の方で、「正規社員」がその中の3%ということで、ほとんどいないような状態になっております。多くの生徒さんのこの87%というのは、入学後、あいている昼間の時間にアルバイトを始めたという形になっております。ですので、昔のように、正規社員として5時まで働いているから、その後、定時制という生徒さんは、非常に少ない状態になっております。それで、昼間の時間帯、明るい時間帯を希望する生徒が多いかと思えます。

1つページお戻りいただき、8ページのほう、31年度の入学者の状況なんですけれども、二次募集のところに網かけのかかっているところ、欠員がゼロとなっているところなんですけれども、こちらは、相模向陽館の午前部、横浜総合高校Ⅰ部、Ⅱ部の昼間部というところ。横須賀総合の総合学科、川崎高校の昼間部と、横須賀総合以外は全て昼間部、午前部というところが欠員がない状態ということですので、また、ほかのところの欠員の多さを見ていただければ、生徒のニーズが昼間部に集まってきているということが事実だと思いますので、計画では昼間部をふやすという方向で考えております。

【高橋委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

昼間部希望の理由として、先日、川崎高校定時制の見学に行った際に、教頭先生たちからのお話を聞きましたけれど、あのときおっしゃっていた、やっぱり昼間の時間に、中学校のときの

生活と変わらないといえますか、明るい時間に行って、明るい時間に帰ってこれるという安心感みたいなものを生徒たちも希望しているのが大きいというようなお話を伺ったと思うんですけど、そういった要素も加わっているのかなというふうに思っています。

ほかにはいかがでしょう。中村委員、どうぞ。

【中村委員】

その昔の定時制高校といいますと、働いていて、夜に勉強するというイメージですけども、私も、先日、視察に行きまして、随分変わってきているということを目の当たりにしました。

教頭先生のお話などから、不登校だった子もおり、どちらかという自分で選択をして単位制の学校に行くよりは、社会性を培うことが大事ということでした。定時制高校のあり方としては、例えばチャレンジスクールみたいなものとか、いろいろありますけれども、私たちの川崎市では、今のところ、普通の学校と同じように、授業が決まっている形でやっていこうとしていますよね。そのほうが、その子たちの将来に結びつくという考え方だと思うのですが、いろいろな単位制の学校についても調べてくださいということをお願いしたと思うのですが、その単位制の学校と普通の形とのメリット、デメリットのようなことも検討していただいたと思うので、その辺を教えていただけませんか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【濱野指導課担当課長】

単位制高校のメリットとして、もちろん自分たちの選択ができることと同時に、外国籍の子もたちが全員とってくださると、そこに指導員を派遣することができる。今、我々がやっている学年制クラス単位で動いているものになりますと、各クラスにそういった生徒さんが散らばってしまうと、どうしても集めることができなくなってしまうので、今、市立では、放課後の抜き出しとか、早く来てもらうゼロ校時等で対応しているのですが、単位制にしますと、その授業をとっていただければ、そこでできるというメリットはあります。ただ、単位制の学校も、1年生は、やはりクラス活動のほうが、生徒にとって社会的な影響がよいということで、1年生は全員クラス単位で動かしている学校が多いということも聞いていますし、やはり、生徒のアンケートにもありましたけれども、中学校のときに不登校で、生徒としましては学校行事とか、そういう学級での行事とかをすごく経験したいという希望は、アンケートのほうにも出ていますので、川崎市立としましては、そういうことをなるべくきちんと経験させてあげたいという願いがありますので、市としては、今のところ、単位制ではなく、学年制、学級制をとっていかうふうに考えております。

【小田嶋教育長】

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

学年学級制のほうが、ある程度人数がいることによって、社会性が培われるということはある

と思うのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

【濱野指導課担当課長】

はい。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

岡田委員、どうぞ。

【岡田委員】

実は私、定時制の教員経験というか、病休になられた方の代替えということで経験していたことがあるんですが、先日、市立川崎高校に行かせていただいて、生徒の様変わりに、言葉はあまりよくないんですが、びっくりしたというのが正直なところでございました。

それで、自分の経験からすると、定時制高校同士で連携をとったりとか、協議とか、いろいろしていたんですけれども、資料4のところにあります川崎及び横浜の定時制高校があるんですが、ここでの連携とか、そういったことはどのようになっているか、わかる範囲で教えてほしいんですけれども。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【濱野指導課担当課長】

定時制振興会というのがありまして、企業の方とかにも入ってもらって、定時制の生徒を応援していただくという形のをやっております。そちらは、川崎市内定時制という表現をしていますので、川崎市立の4校以外に、向の岡工業、県立川崎工業、合わせて6校で、川崎市内定時制振興会ということで、御存じのとおり弁論大会や野球大会等もやっておりますし、定時制の教頭会というのが月に一度あるんですけれども、2カ月に1回は県と合同でやっているという形で、連絡を密にとっているという状態になっております。

【岡田委員】

引き続きいいですか。

ありがとうございます。ということで、そういう横のつながりもあるということでございますよね。わかりました。

もう一つ教えてください。市立川崎高校と橘高校、先ほどの請願のところ6キロ離れているということがあったんですけれども、この川崎の交通網とかいろいろ考えたとき、この6キロというのはどんなふうに捉えたらいいんですか。つまり、通うのに非常に遠い6キロと考えられるんですか。それとも、交通網とか、自転車を使ったり、バイクを使ったりとか、いろんな方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども。

【濱野指導課担当課長】

6キロを遠いか近いかというところなんですけれども、この地図、6ページの地図に13校の定時制がありますけれども、神奈川県内で27校の定時制があつて、そのうちの半分がここに集まっている状態で、非常に状況としては恵まれているというふうに考えております。実際、市立川崎には、北部と中部、高津区のほうから通っている生徒もいますし、逆に、高津高校のほうに川崎区から通っている生徒さんもありますので、距離だけで遠い近いを言うのか、また、さっき「通しやすい昼間の時間帯」という表現をしたんですけれども、21時に終わって帰るパターンと、17時に終わって30分、40分かけて帰るのでは、生徒さんによっては、どちらが通いやすいかという状況もあるかと思しますので、一概には、その距離で遠い近い、ただ、自転車で橋の方から通っている生徒もたくさんいますので、それは問題ないというふうには考えております。

【岡田委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

基本的なことを。一クラスの最大の定員って何人なんですか。

【濱野指導課担当課長】

本来は40名なんですけれども、神奈川県では定時制は35名枠というふうに考えております。ただ、市立川崎高校なんですけれども、第1次計画で校舎を新しくしたときに、35ではなく少ない人数でということで、教室がちょっと、一回り小さい状態でありますので、現時点も70名の生徒を3つに分けて、二十数名で行っているという形です。ほかの学校につきましても、実際70名集まったときには、3つぐらいに分割して、きめ細かな対応という形をしております。

【高橋委員】

高津高校の夜間部は、3学級募集をしているわけですが、何ていうんですかね、請願のほうに、1つのクラスの生徒さんが多くなってしまうと、きめ細かい指導ができないんじゃないかという御不安のほうがあったと思うんですけど、そのあたりをちょっとお聞きしたいなと思ったんですけど。

【小田嶋教育長】

先ほど、中村委員から定時制の子どもたちのニーズとして、社会性を育てていくということが大事で、いろいろな経験をさせていきたいんだということでのニーズもあるというようなお話と、今の高橋委員の、その人数がやっぱり少なくなってしまう状況の中で、そういった活動がどうなのかというような質問ということでよろしいんですか。

【高橋委員】

というか、少な過ぎても、社会性というところが削られてしまうし、クラス数を減らすことで、一クラスにぱんぱんに人を入れてしまうと、やっぱり、今までできていたきめ細かいところができなくなってしまうのかなという心配もあるので、そのバランスの問題だと思うんですけど、高津高校の夜間部については、そのバランスをどういうふうに考えられるのかなというところを聞きたいということですね。

【濱野指導課担当課長】

今年度の45名であれば、2つに分けて十分な人数だというふうに考えております。ここ数年、同じような欠員、人数になっておりますので、これは適切な人数なのかなというふうには考えております。

また、これは学校の裁量にもなるんですけども、多くなったときには、ことしは3つに分けようとか、2年生も3つに分けようとか、2年生が減ったから2つに合体させようと、その辺は学校のほうで工夫して、適切な対応をしていると思いますので、大丈夫だと思います。

【高橋委員】

定時制の場合は、退学される方とかもいて、人数が割と変動することもあると思うので、それについては、学校さんのほうの裁量で、適切な指導のできる人数をクラスで考えていただけるということでいいんですね。わかりました。

【小田嶋教育長】

中村委員。

【中村委員】

教育を考えるときには、教育の質と、誰も切り捨てないという権利のところ的大事だと思います。請願でも切り捨てられないようにということをおっしゃっていて、それはとても大事なことだと思うのですが、先ほどの岡田委員からの御質問でも、連携していくということで、県との連携によって切り捨てられることがないという理解でよろしいでしょうか。

【濱野指導課担当課長】

中学校のほうにきちんと説明して、中学校での進路指導のほうもきちんとしていただいて、本当に夜間がいいのか、昼間部がいいのか、フレキシブルがいいのかという、それぞれがあるかと思っておりますので、近いからここへ行けというのではなく、それぞれに適したものでということで、そうした考えの中で、定時制が今、入り切れなくて困るという状態にはならない状況になっておりますので、そこは中学校とも、県とも打ち合わせをしながら、きちんとやっていきたいと思っております。また、今回これで昼間部に絞ることによって、さっき言った、きめ細やかになると、どうしても同じ状況じゃない子がたくさんいますので、今、先生方は放課後指導したり、早く呼んで進路指導したりということがあるんですけども、市立川崎はちょっとそれが厳しい状態、生徒がずっといる状態ですので、もしこれを昼間部1本にすることができたら、放課後という時間が、ちゃんと先生も放課後になりますので、生徒に学習指導やら進路指導ということがきめ細やかにできるというふうに考えております。

【中村委員】

やはり卒業した後の自立ということが大事になることを考えると、放課後の進路指導を確実にしていただくという意味では、放課後があったほうがいいという考えですね。

【小田嶋教育長】

ちょっと私からも質問ですが、川崎高校の定時制と、あと高津のほうで自立支援の取組をやっ
ていただいて、非常に今の子どもたちのニーズにとっても、非常に大きな成果を上げているかな
と思うんですが、例えば川崎高校のその魅力というもので惹かれている子が夜間部に行けなくな
ったときに、橘といったときに、今後の自立支援の拡充等について、ちょっと教えていただけま
すか。

【濱野指導課担当課長】

現在、川崎高校と高津高校で行っている自立支援、カフェ形式の居場所づくりなんですけれど
も、来年度、橘高校でも開催ができることになりました。3月にプロポーザルで業者を募ります。
ゆくゆくは総合科学にも、という計画でありますので、来年度からは橘にもつくっていただけ
ることになります。また、その中でも、キャリアにも少し力を入れてもらおうということで、
仕様書のほうにも少しキャリアのことを重く書いているような状態をお願いしております。

【小田嶋教育長】

じゃあ、そういったニーズについても、ほかの定時制にも広げていく方向でいるということ
でよろしいですね。

あと、資料2の4ページの、この欠員の状況を、ちょっと改めて見たところで、例えば市立川
崎の夜間部が、平成26年度、欠員7から17、31、30、48、49と、やはりこの数の大
きさというのは、やっぱりすごく重要なと。あと、高津についても、26年度、14の欠員か
ら、47、53、35、55、60と。やはり、この部分というのは、すごく大きいなというふ
うに感じているのと、さっき言いましたように、それだけ生徒が少ない状況での、少人数でのき
め細かさの部分と、部活や行事や、そういった先ほどの社会性の育成という点では、やはり課題
は残っていくんだろうなというふうに感じているところです。

ほかには、御質問等はいかがでしょうか。

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

ちょっと定時制とかかわるかどうかというのはあるんですけども、高校が普通科が多くなる
じゃないですか。高校の普通科に入れなかった子が定時制の昼間部に行くとかという傾向はある
んですか。

【濱野指導課担当課長】

多くの生徒さんが、公立を第一希望の場合、併願で私立を希望される方もたくさんいますけれ
ども、経済的な理由により公立1本となると、どうしても次は定時制という形になりますので、

先ほど、10月の時点では全日制を希望していたのに、そういう子が多いのは、多分、昼間部とかでも、わざわざ夜にする必要はありませんので、昼間部を希望してくるという形になっております。

【小原委員】

ということは、普通科が全日制のほうが行けないという状況で定時制の昼間部がふえているという形ではあるということ、そういう傾向ではあるということですか。

【濱野指導課担当課長】

すみません。一概には言えないとは思いますが。

【小原委員】

一概には言えない。わかりました。

それと、ちょっと別の話ですけど、外国につながる人に対する、これから、例えば夜間部は、なくなっていくような考え方みたいになってはいるんですけど、昼間部ではどのようなことをしていけるのでしょうか。

【濱野指導課担当課長】

現在でも非常勤講師枠を使いまして、外国語の指導をしていただいているんですけど、それは別に昼間部とかがなくなるものではありませんので、同様に実施していきますので、必要な、4校でお金は取っているんですけども、今、川崎高校と高津に指導の必要な生徒さんがいるので、人の配置をしているので、そこが、ことし、どこに何人来るか分からないんですけども、必要などころに人を配置して対応しているという形になっていますので、昼間部にいらっしゃれば、それも当然、昼間部のほうにしていきます。

【小原委員】

じゃあ、全体で予算をとっていて、必要に応じて回しているということ。

わかりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

それでは、この請願第1号に関する取り扱いについてですが、今の御質問や御意見の中でも、方向性は少し見えてきていますが、改めて取り扱いについてなど御意見はございますか。

では、私のほうで少し、今までのお話等をまとめさせていただきたいと思いますが、定時制の志願状況につきましては、昼間部の志願者が増加傾向にある一方で、夜間部では大幅な定員割れが続いているという部分、こういった状況から、通いやすい昼間の時間帯である川崎高校定時制において、昼間部の学級数を拡大していく、また、夜間部の募集停止、あるいは高津高校の定時制を2学級募集への変更をしていくことというのは、今の生徒のニーズに対応しているものと考えております。

また、川崎高校の定時制の教職員の負担という部分で、今、ほかの学校に比べて非常に時間的

に子どもの在校時間が長いということで負担がある中で、この2次計画の計画では、それが軽減されて生徒によりきめ細かい指導が可能になるという部分。

そして、市立川崎の定時制がなくなった部分の受け皿として、県立川崎高校、近くにあるわけですが、フレキシブルスクールということで、その中でも対応も図られることが可能だし、定時制高校同士の連携をしっかりと、今も進めています、そういった部分での受け皿をしっかりと確認していくこと、また、こういった変更について、中学校での進路指導を丁寧に、より丁寧にやっていくこと、また、橘高校の定時制においても、川崎高校、川崎の定時制は、どこもきめ細かくやっていたらと思うんですが、そういった実績プラス自立支援の取組も、来年度、また新たに始まっていくこと、そういった部分を考えますと、第2次計画を着実に推進することが、生徒のニーズに応えるとともに、生徒一人ひとりに寄り添った支援の充実を図っていききたいという考えで、2次計画を策定しているわけですが、そういった部分では、皆さん御意見が一致していると思いますので、本請願につきましては、不採択ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<承認>

【高橋委員】

私も不採択には賛成なんですけれど、やっぱり、もし夜間部に、夜のほうがいいよというニーズがもしあったときに、中学校のほうとかで適切に進路指導をしていただいて、一人ひとりのお子さんが自分の希望する、ちゃんと進路を確保できるように、きちんと知らせていただきたいとか、切り捨てるということではなくて、それぞれの生徒さんにあったところを、進路を確保できるというところを確実にちゃんと担保とか、していただけるようなところだけお願いをしたいと思います。

【小田嶋教育長】

より丁寧な進路指導に努めていただくということですね。

では、繰り返しますが、本請願につきましては、不採択ということで決定させていただきます。

8 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 叙位・叙勲について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「報告事項No. 1 叙位・叙勲について」御報告申し上げます。

今回、高齢者叙勲を受けられた方が1名、死亡叙位・叙勲を受けられた方が1名、死亡叙位を

受けられた方が2名いらっしゃいます。

はじめに、Ⅰの高齢者叙勲でございますが、雨宮英準先生におかれましては、昭和28年に教職につかれ、平成4年に川崎市立高津中学校長として退職をされました。

次に、Ⅱの死亡叙位・叙勲でございますが、寺崎和雄先生におかれましては、昭和30年に教職につかれ、平成5年に川崎市立生田小学校長として退職をされました。

次に、Ⅲの死亡叙位につきましてでございますが、遠藤英夫先生におかれましては、昭和23年に教職につかれ、昭和63年に川崎市立中野島小学校長として退職をされました。

1枚おめくりをいただきまして、2ページでございますが、石井榮一先生におかれましては、昭和23年に教職につかれ、平成元年に川崎市立白山中学校長として退職をされました。

いずれの先生方におかれましても、長年にわたり教育の発展に力を尽くされ、その教育功勞に対しまして、今回、叙位・叙勲を受けられたものでございます。

報告事項No.1につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

何か御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No.1について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.1は承認といたします。

【小田嶋教育長】

傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No.2 就学通知処分取消等請求事件について

瀬川庶務課担当課長が説明した。

報告事項No.2は承認された。

報告事項 No.3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、榎本庶務課長が説明した。

報告事項No.3は承認された。

報告事項 No.4 令和2年度 川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.4 令和2年度 川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、報告事項No.4、「令和2年度 川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施について」、御説明申し上げますので、資料をごらんください。

はじめに、「1 経緯及び趣旨」でございますが、令和元年10月に発生しました台風第19号により被害を受けた市民ミュージアムの復旧や収蔵品の修復のため、市民文化局市民文化振興室に市民ミュージアム復旧調整担当を設置するとともに、教育委員会事務局生涯学習部文化財課に収蔵品（考古系）修復調整担当を設置することとなったため、今回、任期付職員（学芸員）の採用を行うものでございます。

また、11月に、この教育委員会において御承認をいただきまして、本年1月に実施をしました任期付職員（学芸員）の採用選考におきまして、応募がなかった埋蔵文化財A及び第1次選考において合格者なしとなった埋蔵文化財Bにつきましても、再募集をするものでございます。

次に、「2 選考区分及び採用予定者数」でございますが、選考区分につきましては、「埋蔵文化財A」、「埋蔵文化財B」及び「埋蔵文化財C」につきましては、役職については、「職員」となります。採用予定者数につきましては、それぞれ「各1名」といたします。

次に、「3 任期」でございますが、「埋蔵文化財A」が令和2年7月1日から令和6年3月31日までの3年9カ月、「埋蔵文化財B」につきましては、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの9カ月、「埋蔵文化財C」につきましては、令和2年7月1日から令和5年3月31日までの2年9カ月となっております。

次に、「4 選考日時等」でございますが、第1次選考につきましては、「令和2年4月12日曜日」に、川崎市役所第4庁舎におきまして、「教養試験及び専門試験」を実施いたします。

なお、第2次選考につきましては、「令和2年5月17日曜日」に、「面接試験」により実施予定となっております。また、会場につきましては、未定となっておりますが、川崎市役所第4庁舎を予定しているところでございます。

次に、「5 選考結果通知」でございますが、第1次選考につきましては、令和2年4月27日、月曜日に合格者宛てに文書を通知するとともに、川崎市教育委員会インターネットホームページ上において掲載をいたします。

なお、第2次選考につきましては、令和2年5月27日、水曜日に、可否にかかわらず受験者全員に文書で通知するとともに、川崎市教育委員会ホームページ上で掲載をいたしますが、こち

らが最終選考結果となりますので、合格者がすなわち採用内定者となるものでございます。

次に、「6 受付期間」でございますが、令和2年3月4日、水曜日から令和2年3月23日、月曜日までといたします。

最後に、「7 受験案内の配布」でございますが、受験案内につきましては、3月4日、水曜日から市内の区役所等において配布をしたいと考えております。また、選考試験の実施につきましては、「市政だより3月1日号」及び川崎市教育委員会ホームページ上において掲載をしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。

高橋委員。

【高橋委員】

AとBの区分の方については、採用選考をしたところ、採用できなかったということなんですけれど、受験の資格を見ると、学芸員の資格を有するとか、大卒とか、結構ハードルが高い専門性も持ってないといけませんし、応募するのにハードルが高い職種なのかなと思うんですけれど、学芸員のそういう世界では職が流動的なのか、例えば、この区分Bだと9カ月しか任期がないので、そういう学芸員の世界が、職が流動的ですから移動が多いような、そういう世界であれば9カ月でも人が来るのかなと思うんですけれど、あまり流動性がないようなところに、専門性のある方が9カ月という短期間で来ていただけるのかというのが、別の機会にもお話しした気がするんですけれど、こういう短い期間で来ていただけるのか、ちょっと心配なので、そのあたりを教えてください。

【榎本庶務課長】

委員がおっしゃるとおりで、前回11月に御承認をいただきまして、1月に実施したわけなんですけど、なかなか応募状況がやはり厳しい状況がございました。今回の募集に際しても、担当課のほうとも、委員がおっしゃられたように、学芸員さんがそもそもの学問系というんでしょうか、状況ですとか、また情報会の状況についても少し伺いする中で、募集の仕方のホームページの活用とか、そういったサイトの利用とか、前回とは少し違う手法をもって、広く職につかれないという方のお目に達するように工夫が最大限されると思うと考えている一方で、特に考古学系については、今聞いたところでは、売り手市場になっていると伺ってますので、なかなか今回の募集もかけるところはありますが、難しい状況もあるのかなとは思っております。

今回、2回目の募集となりますので、今回新たに募集をするCも含めまして、応募状況等、またどういう方がお見えになるかについては、改めて検証させていただきまして、次に向けましては、少し改めて募集の仕方あるいは期限の任期の設け方も、職員の定数管理をしている関係部局ともよく協議をして、場合によっては少したてつけをかえるということも検討しなければいけない状況になるかなと思っておりますが、今回につきましては、1月に引き続きまして、まだ最速最短の日程、もともとに決めたとおりの形の中で、また、募集の仕方も少し工夫をする中で、まずは募集をしていきたいというふうに極力考えています。

以上でございます。

【高橋委員】

市民ミュージアムの復旧、収蔵品の復旧とか本当に急務だと思うので、そのあたりを関連の部署のほうとも調整していただいて、いい方が採用できるようにしていただければと思います。

【小田嶋教育長】

中村委員。

【中村委員】

正式名称はちょっとすぐにはわからないんですけども、大学の学芸員課程を持っているところで、学芸員課程連絡協議会みたいなものがあるんですね。そういうところをお願いをすると、いる可能性というのはあるのですが、それはやっぴらっしゃいますでしょうか。

【永井庶務課庶務係長】

すみません。今、考古系の調査に当たりまして、今、事務局側にいる、この雇用しようとしている所属と調整をさせていただいております。その中では、今、お教えいただいた連絡協議会という名称の団体様を経由してということは、ちょっとまだ未確認だったんですけども、ただ、その専門課程がある大学、もう10校近くにお声かけさせていただいて、実際こういう募集しているところがあるというのは連絡しながら、お声かけしながら行っているところです。

あと、今お教えいただいた連絡協議会についても、また担当課のほうとも確認し合っていきたいと思います。

【中村委員】

帰ったらわかりますので、御連絡するよういたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、報告事項No.4について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

では、報告事項No.4は承認いたします。

10 議事事項 I

議案第 55 号 市立高等学校改革推進計画第 2 次計画について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

「議案第 55 号 市立高等学校改革推進計画第 2 次計画について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【濱野指導課担当課長】

「議案第 55 号 市立高等学校改革推進計画第 2 次計画について」御説明いたします。資料のほうをごらんください。

昨年 1 1 月に、教育委員会会議で第 2 次計画（案）につきまして、御説明させていただきました。その後、パブリックコメントを実施いたしましたので、その結果と寄せられました御意見を踏まえて、取りまとめました計画について御報告いたします。

最初に、パブリックコメントの結果について、御報告させていただきます。資料 1 「市立高等学校改革推進計画第 2 次計画（案）に関する意見募集の実施結果について」をごらんください。

「2 意見募集の概要」でございますが、昨年 1 1 月 25 日から 1 2 月 24 日まで表に示された方法にて意見募集の周知を行いました。また、市内、市立の中学校、市立の高等学校にもポスターの掲示を依頼したところでございます。その結果、「3 結果の概要」にあるように、合計 49 通、73 件の御意見をいただきました。

1 枚おめくりください。2 ページの「4 御意見の内容と対応」についてでございますが、パブリックコメントでは、市立高等学校の再編や教育内容に関する御意見・御要望のほか、教職員に関する御意見等が寄せられました。寄せられました意見の内容といたしましては、おおむね計画案に沿ったもののほか、今後取組を進める中で参考とするもの、計画に対する質問や要望等であったことから、「市立高等学校改革推進計画 第 2 次計画」につきましては、当初の案のとおり策定し、取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、その下の【意見の件数と対応区分】の表をごらんください。項目ごとに件数を整理したものでございます。パブリックコメントでは、「(2) 再編等に関すること」について、「D」の「計画に対する要望」の御意見が多い結果となりました。

いただいた御意見のうち、幾つか主なものについて、その御意見とそれに関する本市の考え方を説明させていただきます。

1 枚おめくりいただき、3 ページをごらんください。「具体的な意見の内容と本市の考え方」の「(1) 第 2 次計画の全体に関すること」の 1 番をごらんください。「ニーズに応えた現実的な計画であり、着実な推進を希望する」との御意見でございます。本市といたしましても、特色ある教育を進め、多様なニーズに対応し、さらに魅力ある市立高等学校の創出を図るため、計画を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、「(2) 市立高等学校の再編等に関すること」の 3 番をごらんください。

「川崎高等学校に高校からでも入りたいという生徒もいるので募集を停止しないでほしい」との御意見で、同じ趣旨のものが、ほかに 3 件ございました。川崎高等学校につきましては、中高一貫教育校における特色ある「学習指導要領等によらない特別の教育課程」の編成により、さ

らなる充実を図ることを計画いたしました。そのため、高等学校での選抜募集を停止したいと思いをします。

2枚おめくりいただき、5ページをごらんください。7番になります。先ほどの陳情にも関する内容になります。「定時制課程夜間部については、様々な困難を抱えた生徒たちにとって大切な居場所であり、定員割れをしていても廃止、縮小をしないでほしい」との御意見で、同じ趣旨のものが、ほかに41件ございました。本市といたしましても、長期にわたる欠席の経験者や、日本語指導の必要な生徒など、さまざまな学習ニーズのある生徒に対して、定時制課程の果たす役割が大きいことは認識しております。その中で、昼間部の希望者が増加傾向にある一方、夜間部では大幅な定員割れが続いております。そこで、通いやすい昼間の時間帯である川崎高等学校昼間部の募集定員を拡大し、夜間部を募集停止すること、また、高津高等学校での募集の縮小を計画いたしました。これにより、中学生のニーズに応えるとともに、生徒一人ひとりに寄り添った支援の充実を図ってまいります。なお、川崎高等学校の在籍中の生徒につきましては、募集停止後も卒業まで夜間部に在籍できます。また、中学生につきましても、適切で丁寧な進路指導が行われるよう、中学校と連携してまいります。また、募集定員につきましては、引き続き、神奈川県、横浜市、横須賀市の教育委員会と連携し、生徒数等の動向に注視しながら生徒の進路先の確保に努めてまいりたいと思いをします。

1枚おめくりください。6ページ、「(3) 市立高等学校の教育内容等に関すること」の10番をごらんください。「ICT教育推進の全校への拡大」についての御意見でございます。第2次計画(案)では、高津高等学校におけるICT機器の充実につきましては、橘高等学校でも充実を計画しております。川崎総合科学高等学校と幸高等学校におきましては、専門学科にあります専用のICT機器を活用しながら充実を図ってまいりたいと思いをします。こうした機器の充実を活かしまして、市立高等学校におけるICT教育を推進していく計画でございます。

次のページをごらんください。7ページになります、「(4) その他」の12番をごらんください。こちらにも、先ほどの陳情にありました、「定時制課程の教育の充実を図るため、定時制教職員の定数をふやしてほしい」との御意見で、同じ趣旨のものが、ほかに11件ありました。教員の配置につきましては、先ほども御説明しましたとおり、国の高校標準法及び本市の教育施策等を考慮しながら行っております。今後も、学校現場にとって効率的・効果的となるような配置をしてまいりたいと考えております。

以上のように、いただいた御意見につきましては、おおむね計画案に沿ったもの、今後取組を進める中で参考とするもの、計画に対する質問・要望等でございますので、「市立高等学校改革推進計画第2次計画」につきましては、当初の案のとおり策定し、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がありましたら、お願いします。

中村委員。

【中村委員】

ICTについてなんですけれども、県立高校は一人1台というのが、新聞に出ていたような気

がするのですけれども、川崎はどのような感じなのでしょう、この10番にあわせて。

【濱野指導課担当課長】

県立は、ネット環境をまず整えるということで、一人1台ではなく、携帯等を利用して・・・

【中村委員】

携帯を利用してでした、そうでした。

【濱野指導課担当課長】

各自の携帯等を利用してという形です。

【中村委員】

それは、川崎では認めていくんですか。

【濱野指導課担当課長】

現時点では、市立川崎高校につきましては、附属中のおきから持たせておりますので、高校生も持っておりますので、一人1台タブレット型パソコンを持っております。高津高等学校におきましては、今の1年生から一人1台、3年間リースという形で、3年がたったら自分のものになるというものを購入していただいておりますので、それを2年、3年と続けていくと同時に、行政のほうといたしましては、無線LANのネットワーク環境のほうを整えていくということを計画しております。

先ほど言いましたけど、その後、橘高校にも同じようなことを考えております。ただ、総合科学高校と幸高校におきましては、もともと専門の製図用のマシンとか、プログラミング用のマシン、または商業に関する専用のデスクトップのいいマシンがたくさんありますので、一人1台持たせるよりも、そういったもの、あるものを、既存のものをうまく利用してICT教育を推進ということを計画しております。

【中村委員】

間違えました。携帯を持っていけということだったと思うのですけれども、そうすると川崎が特におくれていくということではないという理解でよろしいですね。

【濱野指導課担当課長】

はい。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかには、いかがでしょうか。高橋委員。

【高橋委員】

ICT環境についてなんですけど、ちょっと前に、ネットで東京都のどこかの区が導入した端

末がすごく高いというのが、すごく話題になっていたんですけれども、多分、学校に使うものとか、いろいろな配慮があつてなのかなと思ひながら、そのニュースを読んだんですけれども、どんどんスピードがすごく速く、端末もどんどん陳腐化していつてしまつたりとか、せつかく端末をもらつても、新しい機能を取り入れることができないと、全く意味のないただの重いものになってしまうので、償還じゃなくて、5年とか10年とか先のことを考えながら、そういうICT機器であるとか、端末であるとか、導入するときに、その機能じゃなくて拡張性とか、保守性とか、セキュリティとか、いろんなところを踏まえた上で適正なコストで導入をしていつていただきたいなというふうに思ひるので、よろしくお願ひします。

【小原委員】

ちよつとICTでもう一つだけ。ちなみにBYODでやつてるところって、その内容って、要するにスマートフォンとかで、どんなことをやつていますか。

【濱野指導課担当課長】

県立ですか。

【小原委員】

県立でもどこでも構わないんですけど、要は、こういう小さいタブレットというか、スマートフォンの端末で、どういつてことをやつている感じなんですか。

【濱野指導課担当課長】

あまり詳しい情報、すみません、私はつかんでいないんですけども、一つは調べものをしてもらうのと、何か共通のサイトにといひるか、チャットじゃないんですけど、みんなの意見がどんどん集まつてこられるようなところにいくといひうような形を利用しているといひ話は聞いたことがあります。

【小原委員】

アプリケーションによつては、スクリーンにいろんな意見がきちんと集計されるようなアプリもあると思ひんですけど、そういう使い方なのかなとは思ひているんですけど、恐らくBYODで小さな画面でやるといひことは、メリットもあればデメリットもかなりあるはずなんですよ。その辺つて、川崎の場合は今2校ぐらひBYODなんでしたっけ。やはり考へて、例えば総合科学だつたら、PCのほうがいいものがあるから、やはり使えるときはそつちを使うといひ感じで取捨選択をしていくといひ感じですか。

【濱野指導課担当課長】

市立川崎高校も高津高校もBYODとは言つてますけど、全員同じものを、全員同機種のをリースで借りていますので、さつき言つた・・・

【小原委員】

機種による差はない。

【濱野指導課担当課長】

はい。年度ごとに最新、要するに3年間使えるという想定のものにしていますので、その辺は大丈夫だと思います。

【小原委員】

ということは、BYODとはいえ、自分のものを使うという、持っていくという状況ではないということですね。わかりました。

【濱野指導課担当課長】

3年間リースして、終わったら自分の手元に残るという形のものに、現在はしております。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

岡田委員、どうぞ。

【岡田教育長職務代理者】

教えてください。STEAM教育が言われている中で、55号の資料の2のところの2次計画の取組のところにある、「グローバルコミュニケーション力の向上等につながる取組の実施」というふうに書いてあるんですけども、公立の中高一貫校が非常に今人気で倍率が高まっていて、それぞれいろんな特色を出そうとしているというのはあると思うんですが、神奈川県内の中高一貫校等の中で、国際バカロレアのカリキュラムを導入しようとしているか、既に導入しているところであるんですか、公立高校では。

【濱野指導課担当課長】

中高一貫のところでは、まだ聞いてはおりません。

【岡田教育長職務代理者】

高校だけではどうですか。

【濱野指導課担当課長】

公立では横浜国際に、もともと国際科があったんですけども、そこにバカロレアコースを、20名、20か25と制限があるので、その人数1クラスだけでということです。

【岡田教育長職務代理者】

なるほど。僕の最初の理解では、国際バカロレアを入れると、いわゆる日本語を使う国語以外は全て英語の授業という意識だったんですが、どうも変わったらしくて、日本語を扱う国語と、

それ以外の数教科、何か日本語でもオーケーになったというふうに聞いたので、これは入れやすくなったなというふうな思いがあったものですから、そういう質問をしたので、別にバカロレアを入れることがいいということを行っているわけではないんですけども、一つの方法として、グローバルコミュニケーションを培っていく方法として、そういうことも視野に入れておく必要があるかなという思いがあったので、質問させていただきました。わかりました。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかには、いかがですか。

よろしいですか。

それでは、議案第55号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第55号は原案のとおり可決といたします。

議案第56号 「今後の市民館・図書館のあり方」に関する基本的な考え方（案）について
議案第57号 新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方（案）について

【小田嶋教育長】

続きまして、「議案第56号 『今後の市民館・図書館のあり方』に関する基本的な考え方（案）について」及び「議案第57号 新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方（案）について」は、関連する内容でございますので、これら議案2件を一括して審査したいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案2件を一括して審査いたします。

では、議案第56号及び議案第57号、2件の説明を、生涯学習推進課長、お願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

それでは、「議案第56号 『今後の市民館・図書館のあり方』に関する基本的な考え方（案）について」御説明いたしますので、議案書をごらんください。

はじめに、「1 『今後の市民館・図書館のあり方』策定の目的」でございますが、超高齢社会や人口減少、地域のつながりの希薄化などの社会状況の変化、また、市民ニーズの多様化など、

市民館・図書館においても、これらの変化に的確に対応していくことが求められており、市民の主体的な参加による「持続可能な社会づくり」や、「地域づくり」に向けて、これまで以上の役割を果たしていくことが期待されている中、この「今後の市民館・図書館のあり方」は、市民館・図書館が、地域の中の生涯学習施設としての機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、おおむね10年程度を見据え、令和2年度の策定を目途に検討を進めるものでございます。

次に、「2 市民館・図書館の概況」でございますが、本市では、「公民館」と「文化会館」の2つの機能を持つ都市型施設として、各区に1館の「市民館」と、6館の分館を設置し、施設提供事業や生涯学習事業の実施を通じ、市民の主体的な学習活動を支援しております。また、図書館は、各区に1館の地区館と分館5館、閲覧所1館に加え、自動車文庫の市内巡回などにより、全市的な図書館サービスを展開しております。

右にまいりまして、「3 主な関連施策」でございますが、国におきましては、平成30年12月に中央教育審議会が「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を答申し、今後の地域における社会教育のあり方として、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」により、学びと活動の好循環を生み出すことを地域における社会教育の意義と果たすべき役割とし、開かれ、つながる社会教育の実現を新たな社会教育の方向性としております。

市の関連施策として、「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」では、「基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる」に、市民館等で実施している社会教育振興事業や図書館運営事業等を位置づけ、多様な学びの機会の提供による地域のつながりの創出などに取り組むこととしております。

次に、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」は、関連する個別計画の上位概念として位置づけられ、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念としております。

次に、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」では、「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成を基本理念として、地域の「つながりづくり」、多様な主体による「地域づくり」の新たな構築に取り組むこととしております。そのほか、『資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針』の策定に向けた考え方や、「川崎市持続可能な開発目標推進方針」など、関連する各施策も踏まえながら、検討を進めてまいります。

2ページをごらんください。「4 市民館の現状と課題」でございます。

「(1) 利用状況・ニーズ等を踏まえた施設提供」の現状として、2つ目の丸、市民館等のホールや会議室などの利用状況は諸室の性質によって差があり、分館の平均利用率は50%を下回っている。また、団体利用を原則としており、個人にとって身近な存在とは言えない状況がございます。課題としては、全ての人にとって利用しやすく、活動しやすい、魅力的な場づくりが求められます。

「(2) 多様な事業展開による生涯学習活動の活性化」の現状として、市民館等ではさまざまな事業を実施していますが、参加者数は、ほぼ横ばいの状況が続いており、また、若い世代の参加者が少なく、約半数が60歳代以上となっております。課題としては、生涯学習の裾野を広げるために、学習機会の充実を図ることが求められ、これまで以上に地域の中に学びや活動の場をふやしていく必要があります。

「(3) 学びの成果を活かした地域活動の促進」の現状として、受講者アンケートでは、「新たなつながりが増えた」との回答が約70%ですが、さらなる取組が必要であり、また、これまでも受講者のグループ化等に取り組んでまいりましたが、グループ同士の横の「つながりづくり」や、個人の学びの成果を生かす仕組みは、十分とは言えない状況がございます。課題としては、多様な事業による「つながりづくり」を進める必要があり、グループの育成及び活動支援、個人の学びの成果の地域還元に向けた効果的な取組が求められます。

右側にまいりまして、「5 図書館の現状と課題」でございます。

「(1) 利用状況・ニーズ等を踏まえた施設利用環境の向上」の現状として、図書館における利用者人数等は減少傾向にあり、また、利用目的の1位は「本を借りる」で、滞在時間は約7割が60分未満である中、閲覧席の不足等の改善を望む意見が寄せられております。課題としては、館内の限られた空間の有効活用や、運営・利用ルールの見直し、魅力あるサービスや事業の展開による利用の促進が求められます。

「(2) 読書活動推進のための身近な場所でのサービスの展開」の現状として、地区館及び分館を中心としたサービスとともに、自動車文庫、学校図書館の地域開放などにより、身近な場所へのサービスの展開を図っており、また、地域には民間の地域文庫等のさまざまな資源が存在しており、これらとの連携・活用については、多くの可能性が残っています。課題としては、読書活動の普及・推進に向けて、地区館及び分館を拠点としながら、地域の中で広く図書館サービスを展開していくことが求められます。

「(3) 『知と情報の拠点』としての役割の強化」の現状として、平成30年度末の蔵書数は5年前から約1万5,000冊増加し、また、図書、雑誌・新聞、地域資料など多様な資料の収集のほか、市民の学習活動等を支援するため、情報提供サービスとしてインターネット等の環境を整備しております。課題としては、市立図書館全体として、多様な蔵書構築を図るための環境を整備するとともに、将来にわたり継続的に資料を収集・保存・提供していくことが求められます。

次に、3ページをごらんください。「6 市民館・図書館に求められる役割」でございますが、「学びと活動を通じたつながりづくり」といたしました。2段落目でございますが、市民館・図書館は、市民自身が学習の成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、さらなる学びにつなげていくとともに、学びと活動を循環させることで、持続可能な社会の実現に向けた「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしてまいりたいと考えております。

次に、「7 これからの市民館・図書館がめざす方向性」でございます

1つ目は、「行きたくなる市民館・図書館～利用及び参加の更なる促進～」でございます。居心地がよい空間づくり等の利用環境の向上、魅力あるサービス展開による施設利用や事業参加の促進等により、「誰もが行きやすい・参加しやすい」、「また行ってみたい・参加したい」市民館・図書館となることを目指してまいります。

検討の視点としては、市民館、図書館ともに、スペースの有効活用によるオープンな居場所づくりや、社会状況の変化等に応じた利用ルールの検討による利用環境の向上などがございます。

2つ目は、「まちに飛び出す市民館・図書館～身近な地域に立脚した取組の推進～」でございます。地域の公共施設等との連携、ICT技術の活用など、これまで市民館・図書館を利用していなかった人や、利用しづらい地域等への事業のサービスの展開により、まちに広がり、つながり、地域の誰もが身近に感じるような市民館・図書館となることを目指してまいります。

検討の視点としては、市民館、図書館ともに、身近な場所での学びの場づくりの推進や、身近な施設や地域団体等との連携・協働によるサービスの展開などがございます。

3つ目は、「地域の“チカラ”を育む市民館・図書館～地域資源や担い手づくりの推進～」でございます。これまでの学びや活動への支援を基礎としながら、学習機会等を充実させることなどで、さまざまな人々や団体等が、積極的に「地域づくり」にかかわれるよう、「人づくり」「つながりづくり」を支える市民館・図書館となることを目指してまいります。

検討の視点としては、市民館については、団体等の活動の活性化等に向けた効果的な支援や、市民による学びの成果の還元の促進、図書館については、計画的な蔵書構築、効果的な資料提供、効率的な資料保存や、地域のさまざまな担い手との事業連携による活動の推進などがございます。

右側にまいりまして、「8 今後のスケジュール」でございますが、この「基本的な考え方」は、現時点での課題認識等を踏まえ、今後の市民館・図書館に求められる役割や取組の方向性を示したものでございまして、7の「めざす方向性」でお示しした検討の視点に加え、それを実現するための事業推進体制や管理運営体制など、引き続き、市民等からの意見聴取に取り組みながら検討を進め、令和2年12月ごろを目途に「今後の市民館・図書館のあり方（案）」を公表し、パブリックコメント手続を経た上で、令和3年3月ごろに「今後の市民館・図書館のあり方」を策定する予定でございます。

その下、「参考資料」といたしまして、今年度実施の市民意見聴取の取組について、「図書館利用者アンケート」などの概要を記載しておりますので、後ほど、御参照ください。次に、4ページをごらんください。こちらにつきましては、「今後の市民館・図書館のあり方」の現時点での全体イメージ図ですので、ただいま御説明させていただきました「基本的な考え方」とあわせて、後ほど、御参照ください。

続きまして、「議案第57号 新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方（案）について」御説明をいたしますので、議案書をごらんください。

1枚おめくりいただきまして、「目次」をごらんください。この基本的な考え方の構成でございますが、「1 新しい宮前市民館・図書館整備の背景と位置づけ」をはじめ、「5 新しい宮前市民館・図書館づくりに必要な視点」、「6 新しい宮前市民館・図書館の基本理念等」、「7 今後のスケジュール」の、七つの章立てとしたところでございます。

その下の囲み、『「新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方」について』の2段落目でございますが、本書は、現在の宮前市民館・図書館の概要や主な関連施策、これまでいただいた市民意見等を踏まえ、基本計画の策定に向けた新しい施設づくりに関する基本的な考え方をお示しするものでございます。

内容につきましては、概要版で御説明をいたしますので、議案第57号資料をごらんください。

はじめに、「1 新しい宮前市民館・図書館整備の背景と位置づけ」でございますが、平成29年に鷺沼駅前地区再開発準備組合が設立され、再開発事業計画の検討が進められているところでございます。平成31年3月の「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」で、市民館・図書館のめざす方向性を、再開発で建設される同じ建物内の店舗等との近接による相互連携の可能性の創出等の新たな可能性を活かし、社会教育及び生涯学習に係る環境を整備し、事業の充実やサービスの向上を目指すこととするほか、その他機能・サービス等を取りまとめたところでございます。

次に、「2 宮前区及び宮前市民館・図書館の概要」でございますが、宮前区の概要は、「平瀬

川等の三つの河川に挟まれ、起伏に富んだ地形が特徴」、「国史跡である橘樹官衙遺跡群などの文化的・歴史的な景観」、「誰もが地域に愛着を持ち、生きがいを持って暮らせる、区民が主役のまちづくりを推進」などがございます。また、平成30年度の宮前市民館・図書館の利用状況でございますが、市民館は大ホールとギャラリーの利用率が高く、図書館は貸出冊数が約91万2,000冊、入館者数が約55万9,000人と多くの方に御利用いただいております。

右側にまいりまして、「3 主な関連施策」につきましては、先ほど「今後の市民館・図書館のあり方」に関する基本的な考え方で御説明をさせていただきましたが、新しい宮前市民館・図書館に関する検討に当たりまして、関連施策と整合性を図りながら、取組を進めてまいりたいと存じます。

次に、「4 令和元（2019）年度の市民意見聴取の取組」でございますが、「（1）新しい宮前市民館・図書館づくりの検討に向けたアンケート」を、令和元年7月に実施した後、「（2）みんなでつくる、あたらしい宮前市民館・図書館アイデアワークショップ」を、同年9月と10月に開催し、「（3）みんなでつくる、あたらしい宮前市民館・図書館オープンハウス」を、同年10月の宮前区民祭で実施したところでございます。「（4）市民意見聴取のまとめ」でございますが、いただいた意見やアイデアを施設、環境、事業・サービス、使い方の面から、主なキーワードとして取りまとめたものでございます。

2ページをごらんください。「5 新しい宮前市民館・図書館づくりに必要な視点」でございますが、市民意見聴取の取組でいただいた意見やアイデア等を踏まえ、新しい宮前市民館・図書館づくりに向けた必要な視点を、「（1）学びと交流の場～市民活動を支える～」、「（2）地域をつくる場～つながりづくり～」、「（3）市民の力で成長する場～市民参加の促進～」、「（4）誰もが認め合い、居心地よく過ごせる場～多様性（ダイバーシティ）の確保～」と整理したものでございます。

次に、「6 新しい宮前市民館・図書館の基本理念等」でございますが、再編整備基本方針や「今後の市民館・図書館のあり方」に関する基本的な考え方、前述の「5」などを踏まえ、新しい宮前市民館・図書館の基本理念等を取りまとめたものでございます。

「（1）基本理念」は、『『市民の力で成長し続ける、宮前区らしいスタイルの市民館・図書館』～多様な人々が交流し、つながり、新たなコミュニティ・生活・文化・教養を創発し、地域への愛着を育む場づくりをめざして～』といたしました。

その下の文章の上段のとおり、宮前区は、「豊かな緑や農のある風景などの多彩な地域資源」や、「さまざまな分野において、幅広い世代の市民による主体的な活動が活発に展開されている」などの長特がございます。また、中段のとおり、宮前区の将来を展望した持続可能なまちづくりの推進に向けて、市民館・図書館は、市民の学びや文化、交流等の活動を支援する生涯学習施設としての役割を十分に果たしていく必要がございます。

以上のことを踏まえ、下段のとおり、新しい市民館・図書館は、再開発事業との一体整備等の長特を最大限に生かしながら、人と人との新たな交流やつながりを新たなコミュニティ・生活・文化・教養の創発につなげ、地域への愛着が育まれる施設となることを目指すこととしたものでございます。

右側にまいりまして、「（2）基本方針」でございますが、「ア 行きたくなる市民館・図書館」「イ まちに飛び出す市民館・図書館」「ウ 地域の“チカラ”を育む市民館・図書館」につきましては、先ほど御説明させていただきました「今後の市民館・図書館のあり方」に関する基本的

な考え方における目指す方向性を、新しい施設へも基本方針として位置づけているところがございます。

「エ 空間・機能が“融合”する市民館・図書館」でございますが、市民館と図書館の空間や機能の融合による相乗効果を最大限に発揮し、より効果的な事業・サービスの提供等を実現する施設を目指すこととするものでございます。

「オ 区役所・民間等と“連携”する市民館・図書館」でございますが、同じ建物内や近隣の店舗・施設・団体等との相互連携とともに、一体的に整備される区役所との機能の融合等により、宮前区全体の新たなにぎわいや交流の促進等に寄与する施設を目指すこととしたものでございます。

次に、「7 今後のスケジュール」でございますが、本年2月にオープンハウス形式の対話型説明会を実施するとともに、引き続き、この基本的な考え方を踏まえて、施設整備や事業・サービス等に関する基本的な方向性、整備スケジュール等を検討の上、5月の「基本計画(案)」の公表、6月のパブリックコメント手続と、8月の「基本計画」の策定に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。2つの議案を一括して審査ということですので、御質問や御意見もあわせてということで、どちらからでも結構ですので、いかがでしょうか。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

教えてください。議案第56号の2ページ、上のほうでいくと「2/3」と書いてあるところの(3)に「『知と情報の拠点』としての役割の強化」というところがございますよね。その「現状」のところに蔵書数が194万5,367冊と書いてあるんですが、本市のように外から入っていらっしゃる方々は、基本となっている図書館の蔵書数というのは、それぞれの方が育ったところになるんだと思うんです。そこで教えてほしいんですが、川崎市と前後するような神戸市とか、例えば京都市とか、さいたま市の蔵書数ってわかりますか。

【大島生涯学習推進課長】

まず、神戸市でございますが、神戸市につきましては、約218万冊でございます。京都市でございますが、京都市におきましては約193万冊。さいたま市につきましては、約366万冊でございます。いずれも平成30年度の統計データということになっております。

【岡田教育長職務代理者】

わかりました。今質問したのは、先ほど申し上げたように、ほかから、例えばさいたま市からいらっしゃるったり、神戸市からいらっしゃる、川崎の蔵書数が少ないなとか、逆に京都からいらっしゃる方は多いなというふうに思ってくださいるんだというふうには思うんですが、やっぱり、今、本の寿命が短いとか、すごいスパンで動くものですから、見たいとき、つまり買いたいときにちょっと買えないと図書館を頼るしかないんです。そこで図書館がしっかり蔵書をしてお

いていただかないと、利用がなかなかきつくなっちゃうって、そういうことを思ったものですから、お聞きしたので、ここにありますように、さらに1万タイトルずつふやしていく方向でありますので、これを着実にしていって、ちょっと聞いて、さいたま市366万、ちょっとそうか、というふうに思いましたので、ぜひ何かこの冊数というか、蔵書数、総数もふやしていくことが必要かなというふうには思いました。

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

すみません、幾つか教えてください。今の蔵書数のところで1つお伺いしたのは、同じで、5年前から約1万5,000冊増加というところで、タイトル数が毎年約1万タイトルずつというふうになっているんですけど、5年前から1万5,000冊の増加で、毎年1万タイトルずつというのは、ちょっと不思議に感じるんですけど、これはどういう仕掛けになっているんですか。

【大島生涯学習推進課長】

まず、蔵書数につきましては、1つのタイトルでも、例えばベストセラーのような本ですと、1タイトルについて十何冊であるとか、そういった蔵書の数になってございますが、期間を経るごとに、そういった複数本を除籍をしたりであるとか、そういった形で、純粹にただ最後の1冊は蔵書をしておくということの現状はございますので、そういった蔵書数とタイトル数については、相関関係ということ言えば、そういった蔵書、あるいは除籍の関係という形で御理解いただければと思います。

【小原委員】

最終的に1万5,000冊増加しているとか、そういう感覚なんですか。

5年前から1万5,000冊増加ということは、1万5,000冊を5年で割るわけでしょう。そうすると、年間何冊という状況が出てくるわけですね。ところが、タイトル数は毎年約1万タイトルふえているわけですね。その矛盾はどこから来るんですかというふうにお聞きしているんです。

【大島生涯学習推進課長】

蔵書につきましては、最終的に、例えば年間受け入れ冊数としては、この1万5,000、当然何万冊という形で、新たに購入するものについては、これより当然多い冊数と、あとは年間でも除籍をする図書の数もございますので、その5年間の差し引きが、この1万5,000という数字になってございます。

【小原委員】

5年間の差し引きでということですね。

【大島生涯学習推進課長】

そうです。そういうことでございます。

【小原委員】

わかりました。

ちょっと別のところですけども、同じ2ページのところで、分館の平均利用率というのが、市民館の現状と課題のところに出てくるんですけども、(1)のところで参考までに教えてほしいんですけども、市民館もあわせてですけど、利用率が一番多いのは会議室ですよ、恐らくは。一番多い利用率ってどれぐらいですか。

【大島生涯学習推進課長】

例えばですが、中原市民館の会議室の1つについては、利用率が88.5%というようなのが、かなり高い率のところかなというふうには思います。

【小原委員】

それ以外は、やはりこの88%を超えてくるわけではないという感じですね。

【大島生涯学習推進課長】

そうですね。会議室について言えば、そういう形になりますが、あとは諸室としては、例えば体育室を御利用なんかは、例えば高津市民館の体育室が97.9%の御利用であるとか、中原も97.8%の御利用をいただいているところでございます。

【小原委員】

それは、恐らくダンスとか、そういうやつですよ。

【大島生涯学習推進課長】

そうです。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

それと付随してなんですけど、図書館のほうにちょっと戻るんですけど、「閲覧席の不足」というふうに、現状のところであるんですけど、71%の利用者が60分未満という結果で、「閲覧席の不足」というところに結びつけるのは、どう考えているんですか。

【大島生涯学習推進課長】

今回、アンケート調査を行ったところ、多くの方が、60分未満ということで、やはり目的の本を借りに来られて、あるいはお返しになってという利用が多いのかなというふうには推察しております。その一方で、やはり図書館は勉強をしたいというようなニーズも当然ございますので、そういった皆様からは、図書館の閲覧席については、あくまで図書館の資料を活用した調べもの

学習の場であるということで、自分の資料を持って自習の場ではないというようなことについては認識をしているんですが、実態の利用としては、そういった御利用も多いというふうには認識をしておりますので、そういった、例えば学生の皆さんが、いつ図書館に行っても席がいっぱいで、もっとふやしてほしいであるとか、そういったニーズはあるというふうには、そういった御意見はお寄せいただいているのも事実でございます。

【小原委員】

であればなんですけど、実際に学習をする場所が不足しているというのをしっかり書いたほうがいいのではないかなというふうに思っているんですね。これは市民館の中でも図書館でも構わないんですけど、学習する場所がないというのが、たしか多かったなというふうに僕は感じているんです。生徒であろうが、児童であろうが、市民であることにはかわりがないわけで、そういう子たちが学ぶ場所がほしいというのであれば、それを市民館や図書館の中、もしくは両方が併設しているんだったら、その曖昧な空間というのが恐らくあると思うんですけど、そういうところにやっぱりつくってあげるとかという、要するにどちらに使っても大丈夫な場所というのを用意してあげなければいけないのかなというふうな気はしているんです。それは、ほかの次の議案のところの宮前市民館とかいう、そういうところにも続くところになると思うんですけど、その辺っていかがでしょうか。

【大島生涯学習推進課長】

今現在も、例えば幸図書館及び幸市民館では、市民館の一部、ロビーのところを、そういった自由な閲覧席的な活用で開放していたりであるとか、あるいは多摩図書館と多摩市民館の関係では、夏休みの一時期を、多摩市民館のギャラリーをそういった閲覧席的に開放しているというような取組の実績はございます。

今後なんですけど、学習するスペースを図書館に設けることがいいのか、あるいはそれ以外の場でも、もっと言えば市民館以外の場でも、何かしら地域の中にそういった学習するようなスペースを確保していくというような考え方もあるのかとか、そういったさまざまな可能性については、ちょっと検討してまいりたいというふうに考えております。

【小原委員】

例えば市民館の会議室の稼働率がこれだけのパーセンテージであれば、あいているところがあるわけですね。そこをあいている状況に合わせて貸し出すということも、一つの視野にありますか。

【大島生涯学習推進課長】

一応そういった取組の可能性も検討可能だというふうには思います。

【宮川生涯推進課担当課長】

茅野市の施設で市民館と図書館が複合化している施設があるんですけど、例えば受験シーズンとか、そのときには一部図書館として部屋を借りて、少しだけ自習スペースとして学生に解放しているとかいうような取組もしている事例もありますので、今後そういうことも、新しい宮前市

民館は当然ですけれども、そういうことも参考にしながら、我々は対応していきたいというふうに考えております。

【小原委員】

あと、最後にちょっと一つだけ。宮前市民館・図書館のところで一つだけお聞きしたいのが、1ページで「4」の「市民意見聴取の取組」というところで、(1)のところでアンケートをしていると思うんです、ワークショップ参加まで含めた上で。これ、5年生以上の区民ということで、子どもたちがいたんですよね、きっと。

【宮川生涯推進課担当課長】

参加者は42名ですけれども、小中学生合わせて12名で、小学生が11名、中学生が1名という形になりました。第1回目のときに小学生と中学生のグループを独自に形成して、それだけ形成してやったということと、第2回は小学生のグループにして、中学生は高校生以上のグループに入って、ちょっと状況を見ながら対応させていただいて、子どもたちの意見を取りまとめさせていただいたというところでございます。

【小原委員】

その中で、次のページで基本的な考え方とか出てきますよね。その中に、子どもたちの意見がどこに反映されているんですか。

【宮川生涯推進課担当課長】

子どもたちの意見というのは、例えば居心地のよさとか、そういうところで、あと、いろんなニーズに、やっぱりちょっとおしゃべりするスペースがほしいとか、くつろげるスペースがほしいというようなところがありますので、そういう意味では、必要な視点ということでは、「居心地よく過ごせる場」みたいなところが、主にそちらのほうに反映しているのかなというふうに、我々としては必要な視点の中で認識しているところです。

【小原委員】

できればお願いがあるんですけども、そうやって参加してきた子どもたちに、最終的に君たちの意見がこういうところに反映されているんだよということを伝えてあげていただければと思います。これは幸区役所を工事する前に、計画時点で子どもたちが集められて、いろんな意見を持って、受託者設計事務所が入って、意見を子どもたちから吸い上げて、どんな幸区役所にしたらいいかというのが、当時あったんです。最終的に区役所が建ったという、プランのところもそうですけど、全く反映されてないという、どこに反映したかもわからない。要するに、その子どもたち、中学生もいましたけど、何のためにやったんだらうって、全く反映されてないという状況で、じゃあ何のためにそこに集まって、3回ぐらいあったんですけど。要するに、自分たちがやったものを、きちんとどこに行ったんだという答えをきちんとつくってあげたほうがいいかなというふうに思っていますので、宮前の場合は、これで一回やっていますから、最終的に、君たちの意見というのはここに反映されているんだよということをきちんと明示してあげるというのは、一つお願いできないかなというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

【宮川生涯推進課担当課長】

見せ方が多岐にわたっていきまして、ソフト面からハード面だけではなくて、本当に伝え方のルールとか、そういうサービスのソフト面という多岐にわたっています。なので、子どもの意見だけではなくて、市民の意見とか、今回いろんな意見が多岐にわたるので、1ページ目の一番右下のところに書いてあるとおり、「施設、環境」のハード的なところとか、「事業・サービス、使い方」というところで、なるべくキーワードに、いろんな最終的にまとまった意見を、さらにそれをキーワードとしてエッセンスにまとめたので、そういうことも含めて、ちょっと見せ方というのは、今後検討していきたいと思っております。

【小原委員】

よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

ほかには、ありますでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

今、小原委員のほうからもありましたけれども、子どもたちの自習室というのは、実はいろんなところでもすごくニーズが高いようでして、先日、福岡市立の科学博物館のほうへお邪魔したときにも、すごく大きいホールがあったんですが、もともとはそういう目的ではなかったそうなんですけれども、やはり子どもたちがそこに集まってきて、勉強するための場所として使われているという話も結構聞いたんですね。そういった意味で、いろんなものがどんどん変わってきている中で、生徒・児童の子どもたちが、やはり何か自分が落ちついて集中できるような場というのが、なかなかおうちの中とか、あるいは外ではなくて、そういったところでお友達と一緒に勉強したりとか、あるいは、お友達がいなくても一人で集中できるような場というのを何か求めているようにも感じられたので、何かその辺もちょっとニーズに合わせた対応をしていただけたらなというふうには思いました。

【宮川生涯推進課担当課長】

そういう意味では、太田市の駅前の再開発で美術館と図書館ができたんですけど、そこにホールの的なものが駅にあるんですけど、そこを一部、ちょっと自習室として、使っていないときは解放しているとか、その施設の多機能化みたいなことが、公共施設全般に言えることですが、関係局とも調整しながら、すぐにできるかどうかはあれですけども、そういうニーズがあるということに対して検討してまいりたいと思います。

【岩切委員】

ぜひよろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

自分の子どもも含めて、子どもたちを見ていてすごく思うことが、インターネットにある情報を、そのままのみにしてしまうということがすごくあって、例えば、いろんな調べものとかというの、きちんとした文献にあたるか、出典、出自を明らかにしたものを採用するか、そういうことが環境的にできないような環境になっているのかなと思っていて、調べもの活動も、インターネットが取り入れられてくる分、簡単にはできるんですけど、きちんと調べものをするというところが、ちょっとずつおろそかになっているのかなと感じているところがあって、たしか、どこかにレファレンスサービスの話もあったと思うんですけど、そういうきちんとした情報を集めて、それを整理して提供するというのは、図書館にとってすごく大事な機能だと思っていて、それがなかなか小学校の小さい図書館でできているかという、難しい部分もあったり、かといって、大きな図書館に、例えばうちもそうなんですけれど、子どもを連れて、じゃあ夏休みの自由研究のためにわざわざ遠くの図書館に行って調べものをさせるかという、なかなか難しいところもあったりして、そういう意味で、まちに飛び出す市民館・図書館じゃないんですけど、知識とか、そういうものを集約して、それをきちんと活用するというところの発信基地というか、そういうものをちゃんと子どもたちとかに教えるような、そういう機能を、何か中央機能みたいな、そういうものを図書館のほうで持っていたら、少しいいなというふうに思っているんですけど。ちょっと話が余りまとまってないところがあるんですけども。

【大島生涯学習推進課長】

例えば、子どもたちへのアプローチとしては、例えば学校図書館司書の方の研修に、市立図書館の職員がかかわっていたりであるとか、そういったところの連携であるとか、あるいは、調べもの学習、単に本を借りたり返したりする場ではなくて、レファレンスというような機能も図書館は持っているということも、もっと多分アピールをしていかなきゃいけないのかなということ、現場の職員も感じているところがございますので、調べもの学習、単に何か尋ねられて答えを教えるだけではなくて、こういうふうに調べていったら答えに行き当たるという、その道筋を示していくのがレファレンスサービスの一つでございますので、例えば夏休みの自由研究で、例えば川崎の歴史・文化を調べるということであれば、川崎に通っている街道のことを調べるには、こういうふうな調べ方、書物をあたればよいというのが、パスファインダーという、そういった事例集みたいなまとめたものもホームページとかで公開している例もございますので、そういった情報発信とかを、さらにもっとアピールしていく必要はあるかというふうに思っております。

【高橋委員】

わかりました。ありがとうございました。

今、情報発信というお話があったんですけど、新しい、こちらの「今後の市民館・図書館のあり方」というところで、特に市民館のことなんですけれど、箱があって、やっぱり今までは箱に来てもらうというイメージがすごく強かったのかなと思っているんですけど、今って、やっぱり、例えば、調べたんですけど、料理室の使用率って、すごく今少ないですよ。たしか2、30%とか。昔だったら、例えばお料理の先生に教わったり、本を買うとか、お料理の教室に行

かないと、料理のやり方とかって教えてもらえなかったり、わからなかったんですけど、今って例えばクックパッドとか、インターネットでキーワードを入れると行かなくてもいくらでも情報が手に入ってしまうような時代になってるじゃないですか。そういうときに、市民館がハード、箱としてではなくて、そういうネット空間の中でも人を集めるとか、例えば、いろんな講座とかというのも、その教室に行かなければできないんじゃないかと、ネット空間で、例えば今だったら配信もできたりとか、いろんな電話とかに使えるとか、いろいろあるので、そういうところの機能をネット空間での市民館みたいな、そういう機能を将来の市民館というか、社会教育とかそういうものを中心として担う組織として見据えていってほしいなというのがあって、ちょっとそういうところがまだ弱いというか、やっぱり箱があって人が来る、というところから抜けられてない感じがしたので、また検討していただければなというふうに思います。

【大島生涯学習推進課長】

市民館の学級講座とかに、なかなか働いていらっしゃる方であるとか、足を運べない方へ向けてのアプローチをどうしたらいいかという、今、委員からおっしゃられた、ICTの活用みたいなのは非常に重要な視点だと思っております。

ただ、例えば学級講座の様子を配信するにしても、例えば講師の方の著作権の問題であるとか、やはりクリアしなければいけない壁とかがございますので、例えば、資料のそういったホームページ上での公開であるとか、こういったできるところからできるのか、そういったアプローチができるのか、というのはやはり今後検討していかなければいけないかなというふうに考えています。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。
中村委員。

【中村委員】

この二つをまとめるのは、とても大変だったのではないかと思いますので、お疲れさまでした。とっても構造的に見やすくまとめられているのですけれども、まず前提としてお伺いしたいのは、今後の市民館・図書館のあり方に、この宮前市民館は含まれるんですか。

【大島生涯学習推進課長】

一応、今後の市民館・図書館のあり方につきましては、市内全館の市民館・図書館の事業、あるいはサービスの方向性の基礎となるものという形の位置づけで、実質、施設整備を伴う、例えば教育文化会館の移転整備あるいは、宮前市民館・図書館の新たな移転整備については、そのパイロットケースのものになっていく一つの事例だというふうに考えてございます。

【中村委員】

宮前市民館のほうを拝見すると、とても川崎らしさとかが見えます。川崎らしさ、例えば2ページ目の5の4番で、「誰もが認め合い、居心地よく過ごせる場」とか、「ダイバーシティ」とか書いてあるのがいいなというふうに思いました。

あと、6番の「オ」の「区役所・民間等と“連携”する市民館・図書館」というところなどが、これからはすごく大事なのかなと思いました。いろんな意見を聞きながらまとめているので、新しい考え方も含まれているのかなと思うのですけれども。一方で、今後の市民館・図書館のあり方というのは、今おっしゃったように、全ての市民館・図書館のベースになることだとして読みますと、ちょっと川崎らしさが見えにくいと思ったのと、あと、宮前のほうは、いろんな連携とか書いてあるけれども、今後の市民館・図書館のあり方のほうを見ますと、例えば最後の4ページ目の表を見ましても、市民館と図書館、いわゆる「社会教育」に閉ざされている感じがするんです。これからの社会教育は広がっていかなくちゃいけないと思いますし、連携の対象は学校教育とか、いろんな市長部局との連携がすごく大事だと思うのですけれども、それが見えないんです。その点についてはいかがでしょうか。

【大島生涯学習推進課長】

やはり、今現在も、例えば市長事務部局の連携ということでは、例えば、今、宮前図書館の地域包括ケアシステムとの連携による認知症にやさしい図書館のコーナーであるとか、各館においてさまざまな連携をやっている実態がございます。

市民館におきましても、例えば施設がなかなか少ない中で、例えば多摩区においては、多摩市民館の学級講座を生田出張所を会場として連携していたりとか、宮前区でも向ヶ丘出張所を会場として展開していたりとかというような実例がございます。

当然、やっぱり社会教育の中だけでということではなく、あらゆるさまざまな主体、あるいは施設等との連携というのは、当然必要だというふうに考えてございます。

もう一つ、学校教育との連携ということにつきましても、今、国が進めております、地域学校協働本部の取組の中では、学校を支える仕組みとしては、やはり社会教育、生涯学習側が担う役割というのは、非常に大きいというふうに考えておりますので、そうした人材育成であるとか、活動の支援、あるいは学びの場を生かすということで、例えばいろんな市民講師みたいな形のボランティアが学校での授業等に役立つような活動につなげていくとか、そういった視点も学校教育との連携ということでは考えられるかと思っておりますので、そういった具体のものについて、今後、より具体的な新たなサービスみたいなものにつきましては、来年度取りまとめる、このあり方の策定の中で何かしら表現ができたかなというふうには思っております。以上です。

【中村委員】

そうしましたら、ぜひ多様な連携のところを入れていただきたいというのが、一つ。それから、もう一つは、こちらにも川崎らしさというものが見える必要があると思うんです。これを見ると、正直申しますと、川崎だろうと、横浜だろうと、どこだろうと、同じような内容が書かれてしまっているというところが、ちょっと残念な気がします。川崎らしさというのをどこに持っていられる御予定でいらっしゃるのか、その川崎らしさを出すために、どういうプロセスを踏んでいられる予定でしょうか。

【大島生涯学習推進課長】

委員御指摘のとおり、なかなかまだ川崎らしさみたいな表現みたいなのが、十分ではないのかもしれないんですが、川崎は他都市に比べまして、しばらくは人口増加が続いていく状況であるとか、

それにしても、やはり人口減少へ転機みたいなところもやはり見えている状況ではございますので、そういった川崎独自の状況であるとか、そういったものも、あり方の本編の策定の中では、何かしら表現ができるように工夫はしてまいりたいと考えております。

あとは、川崎独自ということであれば、例えばコミュニティ施策との連携の可能性であるとか、地域包括ケアシステムについても、やはり川崎独自の考え方でやっていく部分もございますので、そういったものとの連携みたいなところも表現することで、川崎らしさみたいなところをあらわさせていけたらというふうに考えてございます。

【中村委員】

社会教育委員との懇談でも、ソーシャルデザインセンターとの関係とかおっしゃってましたので、そういう意見も踏まえて川崎らしさを出して、政策の中に入れていくということは、すごく大事なのかなと思いました。

それから、言葉としては、具体的には、宮前のほうに書いてあるような多様性とか、ダイバーシティというのは川崎のよさだと思うので、そういう言葉もぜひ盛り込んでいただきたいと思いました。

【小田嶋教育長】

ほかには、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。採決は別々に行います。

まず、議案第56号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第56号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第57号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【中村委員】

すみません、よろしいですか。これ可決して、次にどういうプロセスに移るんですか。

【大島生涯学習推進課長】

ここで可決をいただきましたら、今週14日の文教委員会に報告をさせていただいて、対外的にこういった基本的考え方を取りまとめましたということで、公表していく予定でございます。

【中村委員】

それは結構だと思うんですけども、例えば、こういう意見が出たのでということも、つけ加えて出したりするのは、あり得るのですか。例えば、このまま可決だと、いろいろ皆さんがおっしゃったことが、特になく出ていってしまうという形になるような気がするんですけども。

【小田嶋教育長】

文教委員会の中で、これはどうですかね。

【前田生涯学習部長】

すみません、きょう2つの案を御提示させていただいた中で、ちょっと途中の説明の中でも触れさせていただきましたが、いずれも基本的な考え方ということで、きょう見ていただいております。両方とも、今後、本格的なあり方の本編といいますか、考え方の取組、宮前のほうも基本計画というところでは、取組をさらに進めてまいりますので、一旦はきょうは基本的な考え方ということで御了承をいただいた上で、この後、お出ししていく、検討を進めている中で、きょういただいた教育委員の皆様からの御意見も踏まえて、その部分も含めた形で検討を進めていくような形でさせていただければなと思っております。

【小田嶋教育長】

より具体的な計画を立てる中で、文教委員会の場合でも、多分たくさんいろいろ御意見いただくと思いますので、そういったものも含めて、計画に今後生かしていくという形になります。

よろしいですか。

改めまして、議案第57号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第57号は、原案のとおり可決といたします。

ここで10分程度の休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、ここで休憩としまして、再開は28分ごろということでよろしく申し上げます。

(16時17分 休憩)

(16時26分 再開)

【小田嶋教育長】

それでは、会議を再開いたします。

議案第58号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

【小田嶋教育長】

次の議案第58号は、令和2年第1回市議会定例会に提案する議案に関するものでございます。

それでは、「議案第58号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、議案第58号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取」につきまして御説明申し上げますので、こちらの議案の表紙を1枚おめくりいただきたいと存じます。

こちらは、「令和2年第1回市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取について」の川崎市長宛ての教育長名による回答案となっております。

今回、市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務に係るものは、令和2年1月28日教育委員会会議の議案第54号でお諮りした「川崎市学校給食費の管理に関する条例の制定について」のほか、後ほど御説明をいたします「令和2年度川崎市一般会計予算」「令和元年度川崎市一般会計補正予算」「川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」及び「川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」となっております。

次に、もう一方の資料の表紙を1枚おめくりいただきまして、資料1をごらんいただきたいと存じます。下段の「(参考)」に記載がございますとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条におきまして、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。」と定められております。この資料1につきましては、当該規定に基づき、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書となっております。

次に、1枚おめくりをいただきまして、資料2をごらんいただきたいと存じます。こちらは、令和2年第1回市議会定例会に提出を予定している議案のうち、教育に関する事務に係る案件である予算の議案書案をまとめたものでございまして、今月17日から開会の市議会定例会で審議が行われるものでございます。

はじめに、「1 一般会計予算」でございますが、歳入歳出予算は同額となっております、7,924億円余となっております。

「歳入」の主なものといたしましては、「市税」が3,634億円余、「減債基金からの新規借入金」が120億円余となっております。

また、「歳出」のうち、「教育費予算」が1,011億円余となっております。

次に「2 教育費予算」でございますが、「事業費総額」につきましては、先ほど申し上げましたとおり、1,011億円余となっております。前年度予算から89億円余の減となっております。これは、児童生徒の増加に伴う校舎の増築による増などがある一方で、義務教育施設の再生整備等の令和元年度予算への前倒しによる減などによるものでございます。

次に、「歳入」の一覧をごらん願いたいと存じます。教育委員会事務局における歳入予算の合計

額は、225億円余となっております。各款の内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。

右側のページにまいりまして、「歳出」の一覧をごらんいただきたいと存じます。各項の内訳は、表に記載のとおりでございます。

続きまして、別冊でお配りをしております、「令和2年度川崎市一般会計予算案について」、こちらの63ページをお開き願いたいと存じます。こちらは本市の予算をわかりやすくまとめた資料となっております。お開きいただきましたページにつきましては、教育委員会の予算の主な事業を記載しておりますので、記載の順に御説明してまいります。

まず、『生きる力』を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進」として、「キャリア在り方生き方教育の推進」では、小学校から高等学校までの計画的・系統的な実施に向けた取組に加え、「キャリア・パスポート」の作成を進めてまいります。

次に、「確かな学力と豊かな心の育成に向けた取組」では、ALT（外国語指導助手）について、現在の101人から113人に増員するほか、小学校への学校司書の配置について、現在の35校から42校に拡大をいたします。また、高等学校における定時制生徒の自立を目的とした支援について、現在の2校から3校に拡大して実施いたします。

次に、「健康給食の推進」では、川崎らしい特色ある健康給食の実施とあわせて、小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進するほか、令和3年度からの給食費の公会計化に向けた体制整備を進めてまいります。

次に、「学校の教育力の向上」として、「地域等による学校運営への参加促進」では、コミュニティスクールについて、現在の15校から21校に拡大してまいります。

次に、「学校運営体制の再構築等」では、教職員の働き方改革として、教職員事務支援員及び部活動指導員を増員するほか、中学校への留守番電話の整備を推進してまいります。

次に、「家庭・地域の教育力の向上」として、「地域の寺子屋事業の推進」では、新規に33カ所を開講するほか、「地域の寺子屋」を随時開講してまいります。

次に、「みずから学び、活動するための支援」として、「生涯学習環境の整備」では、学校施設のさらなる有効活用を推進するとともに、川崎区における市民館の整備に向けた基本計画の策定や宮前市民館・図書館の移転・整備に向けた基本設計等を実施してまいります。

次に、右側のページにまいりまして、「安全で快適な教育環境の整備」として、「学校安全対策の推進と教育環境の整備」では、学校トイレの改修や全小学校における防犯カメラの設置、スクールガードリーダーの増員を実施してまいります。

次に、「学校施設長期保全計画の推進」では、改修による再生整備を実施してまいります。

次に、「児童生徒の増加に対応した教育環境の整備」では、坂戸小学校の校舎増築工事の設計を実施してまいります。

次に、「一人ひとりの教育的ニーズへの対応」として、「特別支援教育の充実」では、一人ひとりの医療的ケアのニーズに応じた看護師の学校訪問を実施してまいります。

次に、「児童生徒への支援と相談の場の充実」では、中学校における支援教育コーディネーターの体制を整備してまいります。

次に、「日本語指導等の充実」では、日本語指導や通訳・翻訳の取組を充実させ、海外帰国・外国人児童生徒のニーズに応じた支援を推進してまいります。

次に、「就学等支援の充実」では、就学援助費に卒業アルバム代を追加いたします。

次に、「市民文化芸術活動の振興」として、国史跡橘樹官衙遺跡群の指定地の公有化や活用を推進してまいります。

次に、青少年科学館について、令和3年度に開館50周年を迎えることから、記念事業の実施に向けた取組を実施してまいります。

このほか、別冊でお配りをしております、「令和2年度川崎市一般会計予算」及び「令和2年度各会計歳入歳出予算説明資料」では、議案書とその説明資料として議会に提出している資料でございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

「令和2年度川崎市一般会計予算」についての説明は以上でございます。

次に、こちらの議案第58号資料にお戻りをいただきまして、資料3をお開き願いたいと存じます。こちらは、「令和元年度川崎市一般会計補正予算」の議案書案でございます。

1枚おめくりをいただきまして、2ページをお開き願います。はじめに、「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、内容につきましては、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により御説明いたしますので、恐れ入りますが、16ページをお開き願いたいと存じます。

まず、「歳入」につきまして、中段の17款2項「国庫補助金」でございますが、恐れ入りますが、1枚おめくりをいただきまして、18ページにまいりまして、上から3段目の11目「教育費国庫補助金」として、既定額14億3,593万1,000円に24億391万1,000円を追加し、補正後の額を38億3,984万2,000円とするものでございます。

下段にまいりまして、24款1項「市債」でございますが、恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、20ページにまいりまして、上段でございます、12目「教育債」として、既定額121億6,800万円に133億3,100万円を追加し、補正後の額を254億9,900万円とするものでございます。

次に、恐れ入りますが、4枚おめくりいただきまして、28ページをお開き願います。「歳出」でございますが、中段、13款「教育費」の既定額1,059億5,584万4,000円に158億4,134万2,000円を追加し、総額を1,217億9,718万6,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、まず、6項3目「文化財保護費」として、右側のページの「目の説明」として記載のとおり、「文化財保護・啓発事業費」におきまして、被災した川崎市市民ミュージアムの考古資料につきまして、応急処置・保存修理を行うとともに、今後の活用に向けた再整理を行うもの、また、8項1目「義務教育施設整備費」として、「校舎建築（増築）事業費」及び「義務教育施設整備費」におきまして、国庫補助金の承認増がありましたことなどから、整備費の増額を行うものでございます。

次に、申しわけございませんが、一旦8ページにお戻りいただきたいと思います。

「第2表 繰越明許費補正」でございますが、さらに2枚おめくりいただきまして、12ページをお開き願いたいと存じます。中段でございますが、13款「教育費」として、「指導教材購入事業」「文化財保護・啓発事業」「橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業」「教育文化会館・市民館施設補修事業」「図書館改修事業」「義務教育施設整備事業」及び「高等学校施設整備事業」につきまして、事業の執行が令和2年度となることなどから、合計で182億3,935万円を繰り越すものでございます。

次に、1枚おめくりをいただきまして、14ページをお開き願います。「第3表 地方債補正」でございますが、中段の「2 変更」にございまして、「義務教育施設整備事業」の限度額を

133億3,100万円増額し、236億9,000万円とするものでございます。

「令和元年度川崎市一般会計補正予算」の説明は以上でございます。

次に、ただいまお聞きいただいている資料の一番最後のページをお聞き願います。資料4と右肩に書いてございますが、こちらにつきましては、「川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」及び「川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」の議案概要でございます。

まず「川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、こちらは、職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため、資料に記載のとおり改正するものでございまして、施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

また、下段でございます「川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、こちらは、令和2年1月14日教育委員会会議の議案53号「川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」において御承認をいただきましたとおり、「学校施設整備基金」を廃止するものでございまして、施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

条例議案についての説明は以上でございます。

それでは、改めまして、議案第58号の議案にお戻りいただきたいと存じます。

今回提出予定の議案は、ただいま御説明しましたとおり、「令和2年度川崎市一般会計予算」「令和元年度川崎市一般会計補正予算」「川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」及び「川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」に関しまして、川崎市教育委員会事務局としては、いずれの内容についても意見はないものと考えておりますので、お手元の資料のとおり、その旨を回答するものでございます。

議案第58号についての説明は、以上でございます。

よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

資料2の「歳入」のところに「寄附金」の項目があって、「学校ふるさと応援寄附金 など」とあるんですけど、この金額はどういう理屈でこの金額になったのか。今年度の例えばこのぐらゐ寄附金が入ったので、それをもとにこの金額にしました、というのを御説明いただけますか。

【小田嶋教育長】

寄附金の考え方ですね。お願いします。

【大島庶務課経理係長】

この寄附金の中には、メニューとしていくつかがまじっております。一つが、「学校ふるさと応援寄附金」で、こちらが1,000万円でございます。そのほか、すみません、少し項目だけにさせていただいてしまいますが、日本民家園で個別にメニューを持っているもの、それから青少年科学館で個別にメニューを持っているもの、そのほかに、いわゆる教育の施策全般的にという

ことで御寄附をいただくものということが含まれております。この中で、基本的には、これまでの寄附の実績なども踏まえながら、このぐらいの寄附は期待できるかなということを積算をするのですけれども、「学校ふるさと応援寄附金」につきましては、今年度から始めたということもあり、今年度はもともと100万円からスタートいたしました。この場でも補正予算ということで、1,000万円まで上げますということの御審議をいただいたところですが、現時点で、600万円を超えるぐらいの寄附はいただけているところでしたので、引き続き、補正した額と同じ程度ということを計上しようということで、1,000万円ということにしているところでございます。

【高橋委員】

わかりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

資料4の職員定数の見直しのことですけれども、ふえているんですが、これは子どもがふえたからふえているのか、子どもがふえたからというものもあるのでしょうか、何か特別な政策のためにふえているのかというところを教えてください。

【榎本庶務課長】

資料4にあります職員定数の改正、ボックス内に二段書きになっておりますが、「事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員」につきましては、次年度に向けた私共事務局の体制の部分になりますが、新たな施策への対応であったり、事業の展開の中で必要な人数について改めて捉えていく中で、増員を図っていくための対応するためのものがございます。

一方、「学校の職員」につきましては、今、委員がおっしゃったように、学校の生徒さんの増員に伴う学級の増加に伴って、対応する中で教職員の定数をふやすという中で、こういう人数をふやすということとなっております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第58号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第58号は、原案のとおり可決いたします。

議案第59号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づく調査審議について（諮問）

猫橋指導課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第59号は原案のとおり可決された。

1.1 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

（16時59分 閉会）